

「第5期消費者基本計画(素案)」に関する意見

(別紙様式)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	任意 (差し支えない範囲で御記入ください。)				意見			
		郵便番号	住所	電話番号	メールアドレス	計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから選択してください。)			意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
						ページ 番号	行 番号	章	
1	消費者支援 機構関西 (KC's)	540-0024	大阪市中 央区南新 町1-2-4- 502	06-6920- 2911	info@kc-s.or.jp	19	5	第2章	当団体にもデジタルリテラシーの不足に起因したと思われる被害情報 が寄せられています。こういった被害に遭わないため、デジタルリ テラシー確保のための教育は必要ですが、「その取得機会を得ること ができる環境整備」について、消費者教育と同様に、デジタルネイ ティブといわれる学校教育の中で実施できる世代と、成人・高齢者と では、適切な実施方法がかなり異なると思われます。世代別の消費 者教育の体系について、具体化してください。
2	消費者支援 機構関西 (KC's)	540-0024	大阪市中 央区南新 町1-2-4- 502	06-6920- 2911	info@kc-s.or.jp	24	14	第3章	地方消費者行政の現場では、消費生活相談員の人件費等に活用さ れている「地方消費者行政交付金」が活用期限を迎えると、消費生 活相談員の減員や相談日数の削減から地方消費者行政が後退し て、国民の安全・安心な生活が脅かされることが懸念されます。計画 の目標に見合うような地方消費者行政の充実・強化を実現するため にも、地方消費者行政に対する恒常的な財政措置を計画に盛り込む 必要があります。
3	消費者支援 機構関西 (KC's)	540-0024	大阪市中 央区南新 町1-2-4- 502	06-6920- 2911	info@kc-s.or.jp	27	30	第3章	消費者行政において、消費者団体が重要な役割を果たしているとし ながらも、適格消費者団体を含めて多くの団体では、財政的には厳 しい状況にあります。全国の適格消費者団体等26団体が、2024年11 月14日に内閣総理大臣等宛てに「適格消費者団体等への経済的支 援を求める要請書」を提出したところであり、適格消費者団体をはじ め、消費者団体への積極的なイニシアティブが必要です。
4	消費者支援 機構関西 (KC's)	540-0024	大阪市中 央区南新 町1-2-4- 502	06-6920- 2911	info@kc-s.or.jp	28	8	第3章	日頃から事業者と消費者とのコミュニケーションの場を持つことにより 相互理解が深まるのであり、こうした積み重ねが様々な話し合いの 場で双方にとって有益な施策を実現することにつながります。審議会 等で相対峙するだけでは「健全で自律的な取引社会を共創・協働す るパートナー」関係は構築できません。コミュニケーションの場づくりを 促進するため、国の積極的な支援が必要です。

意見 No.	氏名 ・ 法人名	任意 (差し支えない範囲で御記入ください。)				意見			
		郵便番号	住所	電話番号	メールアドレス	計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから選択してください。)			意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行)
5	消費者支援 機構関西 (KC's)	540-0024	大阪市中 央区南新 町1-2-4- 502	06-6920- 2911	info@kc-s.or.jp	44	18	第4章	特定商取引法は、平成28年の改正後に消費者被害の現状を踏まえて、必要な改正を行うことが附則第6条に定められており、令和3年にインターネット通販の定期購入や送り付け商法等を規制する改正が行われました。しかし、毎年、新たな手口による消費者被害が発生しており、こうした状況を放置して、新しい消費者法制度(パラダイムシフト)の検討に委ねるのであれば、その間に多くの被害者が発生することになります。消費者被害の防止に向けた取組として現行法の厳正かつ適切な執行のみならず、不招請勧誘・SNS等インターネット通販・マルチ商法などへの法改正による規制強化が必要です。本計画に「特定商取引法の改正」を加えるべきと考えます。
6	消費者支援 機構関西 (KC's)	540-0024	大阪市中 央区南新 町1-2-4- 502	06-6920- 2911	info@kc-s.or.jp	48	19	第4章	消費者団体訴訟制度の実効性を向上させるために、消費者団体訴訟等支援法人制度の活用とありますが、適格消費者団体に過度なコスト負担が求められるのであれば、十分に活用できません。また、「隣接分野と適格消費者団体との連携促進、専門的知見の活用等の団体支援、環境整備」の記述では、具体性に乏しいと思われます。適格消費者団体の活動実態をしっかりと検証したうえで、課題を明確にしたうえで「適格消費者団体が行う差止請求関連業務の円滑な実施のために必要な援助」についての具体化を進めてください。